

平成30年3月30日

一般廃棄物搬入許可書

横浜市中区山下町70-13

株式会社シゲン

代表取締役 加藤 泰弘

殿

高座清掃施設組合
組合長 内野 優



平成30年2月26日に申請のあった一般廃棄物搬入について次のとおり許可する。

(海老名市 許可分)

住所氏名	横浜市中区山下町70-13 株式会社シゲン 代表取締役 加藤 泰弘	
	電話番号 045-226-2030	担当者氏名 橋本 清
廃棄物の種類	・紙類 ・剪定枝・ 枯葉、雑草 ・木材類	
許可の期間	自：平成30年4月1日 ～ 至：平成32年3月31日	
搬入車輛	相模800す5009 相模100さ7436 相模100い1720 相模130さ1405 相模100い1719 相模100い1726	
条件	裏面記載の搬入許可要綱のとおり	

搬入許可要綱

1. 搬入方法

搬入は、月曜日から土曜日（日曜日及び年末年始を除く）とし、搬入作業時間は、下記のとおりとする。

8：30～12：00 13：00～17：00

上記において、午前中は、12：00、午後は17：00までに作業を終えて施設から退出することとする。

（但し業務の都合により変更することがある。）

- ・パッカー車は、テールゲートを閉じ、廃棄物が飛散しないよう留意すること。
- ・その他車両は、シート又はホロをかけ、廃棄物が飛散しないよう留意すること。
- ・上記の対応ができない車輛又は故障した車両については、搬入させない場合がある。
- ・投入は安全かつ衛生的に行ない、必要な用具は持参し、組合の用具は使用しないこと。
- ・搬入作業においては、計量業務、搬入物検査の受検及び廃棄物の投入位置等について、係員の指示に従うこと。

2. 廃棄物の内容

組合長が許可し、組合で処分可能と認めたものに限る。

3. 廃棄物処理手数料

1キログラムにつき ： 25円

4. 廃棄物処理手数料の納入について

当組合廃棄物処理手数料条例第4条第2項の規定に基づく納入通知書による支払については、「廃棄物処理手数料の納入方法についての申請書」及び「誓約書」を提出の上、記載の事項を厳守すること。

5. 施設内において事故をおこした場合は、係員の確認を受け施設課長に報告し、指示を受けること。

6. 搬入制限もしくは一時停止

申請内容に違反し他地区からの搬入又は不燃物若しくは産業廃棄物の混入等が認められた場合には、搬入制限又は一時停止することがある。

7. 許可の内容に変更が生ずる場合には、所定の手続きをしなければならない。

8. 搬入車両には、この許可証の写しを必ず携行すること。